

特定業務共同企業体結成要領

①構成及び出資比率

共同企業体の構成は、つぎのとおり2社以上3社以内の結成とする。
2社による結成の場合の出資比率の最小限度基準は、30%以上とする。
3社による結成の場合の出資比率の最小限度基準は、20%以上とする。

②構成員の資格

以下において「構成員」とは共同企業体を構成する者をいう。「代表者」とは構成員の中で代表する者をいう。

構成員は、令和7年度穴粟市入札参加資格者名簿に穴粟市内の本店で登録をしている者（以下、「市内業者」という。）で、次の登録をしている者とする。

2社による結成においては、代表者は「市内測量コンサルタントAランク」であり、2社で併せて測量士を3名以上かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかを1名以上保有している者とする。

- 3社による結成においては、代表者は「市内測量コンサルタントAランク」であり、3社で併せて測量士を3名以上かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかを1名以上保有している者とする。

◎ 上記の①②、及び入札参加要件に基づき、次表のいずれかの構成とすること。

【タイプ1】 2社による結成の場合

構成	資格	構成員数	出資比率
代表者	市内測量コンサルタントAランク	1社	構成員中最大とする
構成員①	市内業者	1社	30%以上
合計		2社	

【タイプ2】 3社による結成の場合

構成	資格	構成員数	出資比率
代表者	市内測量コンサルタントAランク	1社	構成員中最大とする
構成員①	市内業者	1社	20%以上
構成員②	市内業者	1社	20%以上
合計		3社	

ただし、当市及び兵庫県より入札参加制限を受けている者は、入札に参加することができない。

また、共同企業体の構成員は同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。

③受注可能件数の取り扱いについて

入札書提出期限において、受注可能件数（手持ち件数）を満たしている者は構成員になることができない。

④入札への参加方法

共同企業体での入札参加を希望する者は、公告のなかで指定する期日までに、入札参加資格確認申請書の提出と同時に特定業務共同企業体協定書等を簡易書留郵便にて提出すること。

【注意事項】

- 特定業務共同企業体協定書等は入札参加資格確認申請の提出期日までに提出すること。
ページ番号に従い1～5ページまでを左端ホッチキス留め製本し、構成員で割り印をしたうえで市に1部提出すること。（代表者、構成員各1部保有）

※ページ順は以下のとおり

P1・・・表紙 P2～P3・・・協定書 P4・・・誓約書 P5・・・委任状兼使用印鑑届

- 入札書は穴粟市郵便入札専用封筒様式を使用し、簡易書留郵便にて指定期日までに提出すること。

⑤共同企業体の資格審査

特定業務共同企業体の資格審査は、提出された協定書により行うこととし、審査の結果は、資格確認通知により通知いたします。

◆ 当該特定業務共同企業体の結成についての問い合わせ先

問い合わせ先：総務部財務課入札検査係 TEL(0790)63-3125

特定業務共同企業体協定書にかかる作成上の注意事項

1 協定書の作成

使用する様式はエクセル形式のシート又はPDF形式となっています。直接入力又は様式を出力し、それに記入してください。様式の内容を変更したり、任意に様式を作成しないよう注意してください。

2 使用様式

特定業務共同企業体（以下「特定JV」という。）の協定書の様式は、2社企業体用を使用してください。

3 設立の時期（第4条）

第4条第1項の「 年 月 日」部分には、特定JVの結成年月日を記入してください。記入する日付は、「入札参加資格確認申請期間中（公告日～申請締切日）の任意の日」としてください。

4 日付

協定書、誓約書、委任状兼使用印鑑届の日付部分には、第4条で記入した特定共同企業体結成年月日を記入してください。

5 代表者の名称（第6条）

特定共同企業体の代表者の商号又は名称のみを記入してください。

6 取引金融機関（第11条）

取引金融機関名は、〇〇銀行〇〇支店と記入してください。

7 住所又は所在地

都道府県名から番地まで記入してください

8 製本

作成した協定書は、表紙、誓約書、委任状とともに袋とじにしてください。袋とじに際しては、表裏ともに各構成員の割印をしてください。

◆ 特定建設工事共同企業体の結成についての問い合わせ先

問い合わせ先： 総務部財務課入札検査係 TEL(0790)63-3125

特 定 業 務 共 同 企 業 体 協 定 書

(2社企業体用)

特定業務共同企業体

特定業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、六栗市発注に係る「六栗市地籍調査業務」（当該業務に附随する業務含む。以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、[redacted] 特定業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3条 当企業体は、事務所を [redacted] に置く。

(設立の時期及び解散の時期)

第 4条 当企業体は、 年 月 日に設立し、業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び氏名)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表者	住	所
-----	---	---

商号又は名称

構成員 住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、株式会社 〇〇〇 を代表とする。

(代表者の権限)

第 7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務の見積り、入札、業務請負に係る書類の提出、契約保証金の納付、受領、委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者	商号又は名称
-----	--------

%

構成員 商号又は名称

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10条 各構成員は、委託契約の履行及び下請契約その他の契約等の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 とする。

(決算)

第 12条 当企業体は、業務の履行について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の配当の割合)

第 14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させることができる。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がああるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがああったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他、1社は上記のとおり、特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者	住所		
	商号又は名称		
	氏名		印

構成員	住所		
	商号又は名称		
	氏名		印

誓 約 書

特定業務共同企業体の構成員は、共同請負制度の意義を十分認識し、特定業務共同企業体結成要領及び特定業務共同企業体協定書に反する行為は一切行わないことを誓約いたします。

年 月 日

穴栗市長 様

特定業務共同企業体

代表者	住 所		印
	商号又は名称		
	氏 名		
構成員	住 所		印
	商号又は名称		
	氏 名		

委任状兼使用印鑑届

年 月 日

穴栗市長 様

委 任 者

特定業務共同企業体 構成員

住 所

商号又は名称

氏 名 印

私は、次の特定業務共同企業体の代表者を代理人と定め、「穴栗市地籍調査業務」（設計変更による業務を含む）及びそれに附帯する事業に関する下記の事項を委任します。

特定業務共同企業体

受 任 者

特定業務共同企業体 代表者

住 所

商号又は名称

氏 名 印

記

- 1) 入札参加申込み及び入札参加資格確認通知の受領
- 2) 入札及び見積りに関すること
- 3) 業務請負に係る書類の提出
- 4) 契約保証金の納付、受領
- 5) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領
- 6) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 7) 当企業体に属する財産を管理する権限
- 8) 復代理人の選任に関すること

受任者 使用 印鑑	
-----------------	--

特 定 業 務 共 同 企 業 体 協 定 書

(3社企業体用)

特定業務共同企業体

第 13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の配当の割合）

第 14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に参加させることができる。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がああるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第 16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第 17条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第 17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第 18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがああったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他、2社は上記のとおり、特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者	住 所		
	商号又は名称		
	氏 名		印
構成員	住 所		
	商号又は名称		
	氏 名		印
構成員	住 所		
	商号又は名称		
	氏 名		印

誓 約 書

特定業務共同企業体の構成員は、共同請負制度の意義を十分認識し、特定業務共同企業体結成要領及び特定業務共同企業体協定書に反する行為は一切行わないことを誓約いたします。

年 月 日

穴栗市長 様

特定業務共同企業体

代表者	住 所		印
	商号又は名称		
	氏 名		
構成員	住 所		印
	商号又は名称		
	氏 名		
構成員	住 所		印
	商号又は名称		
	氏 名		

委任状兼使用印鑑届

年 月 日

穴栗市長 様

委 任 者

特定業務共同企業体 構成員
住 所
商号又は名称
氏 名 印

特定業務共同企業体 構成員
住 所
商号又は名称
氏 名 印

私は、次の特定業務共同企業体の代表者を代理人と定め、「穴栗市地籍調査業務」（設計変更による業務を含む）及びそれに附随する事業に関する下記の事項を委任します。

特定業務共同企業体

受 任 者

特定業務共同企業体 代表者
住 所
商号又は名称
氏 名 印

記

- 1) 入札参加申込み及び入札参加資格確認通知の受領
- 2) 入札及び見積りに関すること
- 3) 業務請負に係る書類の提出
- 4) 契約保証金の納付、受領
- 5) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領
- 6) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 7) 当企業体に属する財産を管理する権限
- 8) 復代理人の選任に関すること

受任者 使用 印鑑	
-----------------	--